

「女性福祉」論とフェミニズム理論

——社会福祉の対象論を手がかりに——

須藤 八千代

はじめに

本論文は、2009年度愛知県立大学学長特別教員研究費を受けた研究「婦人保護施設の現状と今日的改革の課題」に関する理論的枠組みを示すことを目指している¹⁾。また本研究の視点は、本学社会福祉学科紀要『社会福祉研究』第5巻(2003年)に掲載した拙論「『女性福祉』とフェミニスト・ソーシャルワークの連続性と断絶性——フェミニスト・ソーシャルワークの視座」から始まっている。ここでは「女性福祉」研究と「フェミニスト・ソーシャルワーク」におけるフェミニズム理論の位置を検討した。

これまでの日本の「女性福祉」研究は、婦人保護事業を「核」とした限定的な内容をもつ。その結果、1956年に制定された売春防止法に依拠する婦人保護事業と今日の状況の齟齬は、「女性福祉」論と福祉現場にとって大きな壁として立ちはだかっているように見える。

本学学長特別教員研究費を受けた「婦人保護施設」研究は、女性と福祉の分野における法・制度・施設と現在の女性を巡る社会的状況の齟齬を明らかにするとともに、「女性福祉」論の脱構築を図ることを目指している。

本論ではまず社会福祉学における女性研究の系譜を振り返りながら、婦人保護事業が「女性福祉」論の「核」となっていった経緯を明らかにする。次にわが国の社会福祉の対象論研究の枠組みから「女性福祉」の対象を検証したい。最後に前記の拙論に戻って、近年のフェミニズム理論を踏まえ、「女性福祉」論の根底にある「セクシャリティ」概念とリベラル・フェミニズムの思想を上げて考察する。

1. 社会福祉学における女性研究の系譜

社会福祉学の歴史は浅い。さらに社会福祉学の中で女

性問題を取り上げてきた研究者もごく少ない。その数少ない文献を読み直してみると、社会福祉学における女性研究が「婦人問題」研究からはじまっていることがわかる。

社会福祉学の成立以前に「婦人問題」という研究分野があり、「婦人労働研究」や「農村婦人問題研究」「女性史研究」の蓄積は60年代以降フェミニズム理論の影響を受けて「女性学」として新たに学的な構成がされていった。それだけでなく法学・心理学・社会学などそのほかの学問領域でもフェミニズム理論がもたらしたジェンダー概念を指標とする研究が生み出されていった。

井上輝子は夫のある妻を指す「婦人」という日本語を捨て、「男性」に対応する「女性」という言葉を選択した女性学を、「『婦人問題』という特殊な問題を設定するのではなく、女性の存在を全体として把握すること、女性に関する事象を女性の目でとらえ返すこと」だと述べている²⁾。この女性学の視座はその学際的特質からも、女性に関する事象が深く関係している社会福祉のジェンダー・イシューについて、「ケア役割」などを通じて問題提起をしてきた³⁾。

数少ない社会福祉学における女性問題研究者に、2009年に没した五味百合子がいる。五味が生まれた1913年は「婦人問題」が注目され始めた記念すべき年でもある。平塚らいてうによる雑誌『青鞥』が“婦人問題誌”として社会に女性の問題を提起し、『中央公論』や『太陽』という雑誌が、「婦人問題特集号」を出している。また『婦人公論』が誕生した年でもある⁴⁾。このような時代背景の中で成長した五味はその後、市川房枝の影響を受け、日本社会事業大学において「婦人問題」という科目を長年講義している。その研究成果の一つに論文「売春問題の展開」(1967年)がある。

本論文は売春問題を、「戦後の婦人の地位にかかわるあらゆる領域の問題」でありかつ「社会福祉の領域で考えられる婦人の福祉」、また全ての「婦人問題の底辺にあり、社会制度の構造的性質の所産」として取り上げ、社会構造的、法的視点からまとめている。このほかにも売春問題を取り上げた論文がいくつかあり、五味の「婦人問題」研究の中心は売春問題であったといえるだろう⁵⁾。

ただし五味が先の論文で、「婦人福祉の重要な指標としての売春問題」という表題で書くときの「婦人福祉」とは、それを「婦人福祉（女性福祉）」論という研究領域にすることではない。ここでの「婦人福祉」は次のような背景をもつと五味は説明している。

「占領軍による専門的社会福祉指導」によって、「日本の社会事業の各分野に福祉ということばが使われはじめた」時期である。街頭にあふれ出す売春婦に対して、1946年に「婦人保護要綱」が出され、この過程で「婦人福祉」という言葉が使われたという。また「婦人福祉中央委員会」や「婦人福祉施設」も開設された。婦人の福祉は目の前の実践的課題だったのである。

しかし1956年に成立した売春防止法では「『福祉』ということばは消えた」。残されたのは「保護」である。それは売春防止法が刑法として成立した背景からも、対象が「特殊な問題を持つ一部の女性」に限定された法としても「保護」、「更生保護」が選択されたことに「自然な容認があったのだろう」と五味はいう。さらに買う男と売る女の「両罰か片罰かについての人権上の配慮については伝えられるところが残されているが、福祉か保護かについては伝えられることがない」と述べている⁶⁾。

五味の論文「『婦人福祉』を新たに考える」（1999年）は、売春防止法成立前夜の社会的状況とともに、戦後日本において「福祉」「保護」という言葉が共有化されていった現実を知るうえで大切な資料でもある。

したがって戦後に社会福祉学において、法や制度と連動して成立してきた「児童福祉」「障害者福祉」「老人福祉」という社会福祉分野と並立する形で、「婦人福祉」という福祉領域が成立したわけではないという五味の指摘は重要である。

また「社会事業」が「社会福祉」となり、「児童保護」が「児童福祉」となったなかで「婦人福祉」は消えて「婦人保護」が残った現実には、女性を対象とした関わりが「福祉」ではなく「保護」と「更生」であるという法的、制度的趣旨をはっきりと示すものでもある。

しかし売春問題の現実と対象女性の実際を知る人びとによって、この更生保護が福祉的措置として受け止めら

れ実践されたという事実は否定できないものである。それは目の前の女性たちの現実が要請したことである。言い換えれば、「保護」や「更生」を「福祉」に読み替えて理解し意味づけ実践に移していくことによって、売春防止法は現在まで延命して一定の役割を果たしているということもできる。ただ理論的には正しいとはいえないだろう。

五味は前記の「『婦人福祉』を新たに考える」の中で、「婦人保護を超えて婦人福祉を今後に向けてどのように展望していくことができるか」と問い直している。ここでは「婦人福祉（女性福祉）」を論として、「児童福祉」などと並ぶ社会福祉研究分野として確立することを模索しているのである。

五味の構想は、「女性が当面している生活上の諸問題への対応策として『婦人福祉』をとらえたい」というものである。すなわち、

限定された売春防止法にかかわる「婦人福祉」を離れて、いまなお多くの生活上の問題を抱えながら生きている女性たちの生活を守る必要が、現実になかなかたちであらわれているかについては広範な分野からの問題提示がなされなければならない。⁷⁾

五味と同様に「婦人福祉」について「広範な問題提示」をしているのは一番ヶ瀬康子である。紡績工場の舎監として女性労働の現場にいた経歴からも、一番ヶ瀬は女性の労働問題に深い関心を持っていた。そのためか社会福祉と女性問題を考えるとき、女性を社会福祉の対象者だけでなく「社会福祉の働き手、あるいは先駆者」と多面的に関連づけている⁸⁾。

また売春防止法に関する「“婦人保護”研究」の貧しさやミクロな分析の重要性は指摘しているが、それを「婦人福祉」という研究分野の核にしていくという視点は持っていない。「私にとって社会福祉研究と“婦人問題”女性解放への探究は、いわば楯の両面のようなものであった⁹⁾」という言葉が示すように、労働問題を中心にした婦人問題研究と社会福祉学とを別の研究と位置づける。婦人問題全体を視野に入れ女性解放をめざす一番ヶ瀬の女性問題研究は、婦人保護事業に収斂していく「婦人福祉」を避けるためか、社会福祉学とは別の場に成立させている。「広範な問題提示」をするための選択ともいえよう。

しかし五味や一番ヶ瀬が構想した「広範な問題提示」がされないまま、「女性福祉」論は残り、日本社会福祉学会は「女性福祉部会」を「女性福祉・ジェンダー部

会」と改編している。そこには社会福祉学の女性研究の系譜に連なる杉本貴代栄の存在がある。杉本は「ジェンダー視点を据えた社会福祉の再検討のためには女性福祉を超える〈分野〉と〈視点〉が必要」だとして、社会福祉政策の立場から旺盛な研究活動を展開してきた¹⁰⁾。

ただこのような社会福祉学における女性研究の系譜を説明するために多くの理論的作業が手つかずに残されている。

2. 対象論と「女性福祉」論

もし「女性福祉」を、「高齢者福祉」「児童福祉」「障害者福祉」と同じ対象論レベルで「女性」という属性を置いたものと仮定すると、他分野と同じく「属性別」カテゴリーとして対象となる「女性」を明らかにしなければならない。高齢者や児童、障害者というカテゴリーに比べると、「女性」は「男性」に対応する性差を示す対カテゴリーであり、社会福祉対象に単純に持ち込むことはできないからである。

また五味が述べたように、他の対象分野が「福祉」とされたとき「婦人福祉」は消え、そして残ったのが「婦人保護」であった。したがってあらかじめ成立していた「婦人福祉」の婦人を、社会的言説にならって「女性」に置き換えたとき片づけることはできない。

そこで「高齢者福祉」「児童福祉」「障害者福祉」などの福祉対象論に戻って、「女性福祉」の対象論を見直してみたい。岩田正美はこのような社会福祉の対象の在り方について、次のように説明している¹¹⁾。

岩田はまずわが国の社会福祉研究において、「そもそも『対象論』の意味や内容についての議論」があまりなされていないと指摘する。「社会福祉はいつも社会が解決すべき何らかの問題認識を前提とし、これを社会福祉という方法で解決するものとして出現してきた」が、これら社会福祉の対象は、前提にそれが社会問題であるという認識がある。「高齢者福祉」の前には「高齢者問題」が、「障害者福祉」には「障害者問題」という社会問題の領域が広がる。ただ、このように成立してきた社会問題の分野をまとめても、それが即、社会福祉の「対象論」とはならないと指摘する。なぜなら、

例えば、「高齢者問題」の「問題」とは何か、何が社会福祉に解決を期待されているのか、どのようなカテゴリーと資格要件で具体的な事業や制度の「対象」とされているか、その結果どこまで問題をとらえることができているか、等についての深まった議論が必ずしもあるわけではないからである。¹²⁾

売春問題を研究した五味百合子は「売春問題が社会問題の一つであることは、資本主義の社会法則がもたらすあらゆる悪徳の一つである事実によって証明されなければならない」として、「婦人福祉」の重要な指標となる対象を「売春問題」という「社会問題」とした。ただし、先にも述べたようにここでの「婦人福祉」は、婦人を対象とした社会福祉分野ではなく、「婦人の福祉」という憲法の理念を指すと理解される。

このように社会の構造的な矛盾が個人の上に出現してくる問題という認識が社会問題にはあるが、この社会問題がそのまま社会福祉の対象となるのではない。またこのような社会問題という「古典的理解」では、ジェンダーやマイノリティの問題は把握できない、と岩田は言う。

また社会問題を「問題」として社会に提起するプロセスを明らかにする構築主義は、このような「古典的理解」を解体して、問題と研究者の相互関係を人びとの目に明らかにしてきた。

構築主義的に振り返れば、売春問題に関心を寄せる研究者、「売春婦」あるいは「要保護女子」と呼ばれる女性たちの保護や援助に関わる実践者たち、それに関心をもちメディアによってこの“特殊婦人”の問題が社会問題として「公共空間」に引き出されて市民と共有されて政治的課題となって売春防止法が成立し、婦人保護事業が実施されたこと説明されよう。1965年に婦人保護施設「かにた婦人の村」を開設した深津文雄、春子の著書は、このような経緯を知ることができる貴重な記録となっている¹³⁾。

一方このようなプロセスは、近年「セックスワーク」という概念や、“セックスワーカー”である女性当事者からの言説によって、社会問題という社会的定義自体が突き崩されようとしている。

ここで岩田は「社会問題」から「社会福祉の対象」へ絞り込まれる過程を次のように説明する。

ある社会問題の解決のために、社会福祉が動員される場合、社会問題は社会福祉の事業や制度の「対象」として位置づけなおされる。「対象論」が成立するとすれば、そのコアになるのは、この「位置づけ直し」の部分であろう。¹⁴⁾

社会福祉の対象となる児童や高齢者を、「属性別」カテゴリーに区別し児童一般、高齢者一般から選定するとき、「位置づけ直し」をするものは法や制度、事業プログラムなどである。そしてこのような社会福祉対象の成

立の仕方に「わが国社会福祉の性格全体を解明するキーがある」と岩田は考えている¹⁵⁾。

林千代は「女性福祉」論の核に婦人保護事業を置く。「婦人保護事業は、唯一女性を対象とした社会福祉事業であった」と売春防止法の第4章〈更生保護〉を「社会福祉事業」と解釈する¹⁶⁾。そして次のように定義する。

女性福祉とは、女性であるという性を理由に幾重にも重なって生活を脅かす差別ととらえ、支援策を検討しつつ人権の確立をめざすことである。¹⁷⁾

岩田の枠組みでいえば、ここでは「女性福祉」の対象となる「女性」は、売春防止法に基づく婦人保護事業の対象者として、女性一般から区別された女性である。「女性であるという性」ということばが、この定義のキーワードである。ただこの定義では、ほとんど目にする事のない「男性であるという性」とは異なる、女性に固有な性の意味づけがされていることは確かである。

しかし婦人保護事業においては、すでに事業がスタートした直後の60年代から婦人相談員の前に現れる女性の多くは、売春防止法にいう「要保護女子」ではなく一般の市民女性であった。また「女性であるという性」の問題ではなく、夫からの暴力や夫のアルコール問題、子どもの問題など、多くは家族関係の問題に悩んで相談にきた。しかし法の対象者イコール福祉の対象者という認識、あるいは法律の根拠に基づいて業務は実施されるという原則が、強固に社会福祉機関にしみ込んでいた。そのため、そのような女性に対して、「私は売春防止法による婦人相談員なので、私はあなたの相談を受ける責任はない」と応じる、元児童相談所長だったという婦人相談員を筆者は知っている¹⁸⁾。

このような法的定義と現実とのギャップを修正するために、国が婦人保護事業の対象者について何度も「通達」を出し、対象の拡大を図ってきたことはよく知られている¹⁹⁾。

このような対象論と同じプロセスを辿って、いま社会福祉対象として選別されているのが、「DVの被害女性」と言われるドメスティック・バイオレンスから逃げてくる女性たちである。2001年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による、「配偶者からの暴力の被害者」という対象規定、また「婦人相談員による相談等」「婦人保護施設における保護」「福祉事務所による自立支援」などの支援事業が、新たな女性福祉対象者を規定し選別している。そのため母子生活支援施設に入所している女性や子どもたちも、「DVの被害女性」

という社会福祉対象として再定義されている。

このドメスティック・バイオレンスは「個人的なことは社会的なことである」というフェミニズムの思想そのものを体現するテーマとして、社会的に構築されてきた。それは「ドメスティック・バイオレンス」という社会問題となっただけでなく、女性への暴力というグローバルな政治的課題として受け入れられた。しかし社会福祉がこれを福祉の対象としたのは、法とそれが規定する事業に基づいている。母子生活支援施設や婦人保護施設が、DV被害女性に対して「先駆的役割」を果たしてきたという福祉現場の“認識”は実践的には誤りとは言えないが、社会福祉研究において理論的には正しくはない。法や制度がない限り「女性福祉」論の対象は定義されないからである。

このように法律や通達によって対象とされる女性をそのまま「女性福祉」論の対象と追認していくだけの対象論は、「問題」をとらえる上でも限界があるだけでなく、「広範な問題提示」がされないままに福祉の対象の多くをとりこぼすことにもなるだろう。岩田が指摘する「対象論」の成立のあり方が、わが国の「女性福祉」論だけでなく、社会福祉研究全体の性格を規定し続けていることは確かである。

売春問題を「核」とする林の「女性福祉」論に対して、五味が展望する「婦人福祉（女性福祉）」論は、①勤労婦人、②母子問題、③年金、老後問題、相続問題、④売買春問題と幅広い「女性の生活問題」である²⁰⁾。また一番ヶ瀬も五味と同様に「婦人福祉」の展望として、女性の地位や実態を幅広くとらえて考え、「婦人福祉」を婦人保護事業対象者のカテゴリーに限定していない。

法や事業によって選別される女性を、「女性福祉」論の対象であるとする対象論をどのように乗り越えていくか、福祉対象としての女性をどのように位置づけ直すかが「女性福祉」論の理論的課題である。

3. 「女性であるという性」とセクシャリティ

婦人保護事業は売春という社会問題解決を課題として始まり、その後「通達」という方法を使いながら、事業の対象をDV問題にまで拡張してきた。しかし「女性福祉」論は婦人保護事業をその核におき、「女性であるという性」をキーワードとする。

林は「女性であるという性」について次のように説明する。すなわち「生物学的な女性の性」は妊娠し出産する性であり、これは根源的な人間的営みである。したがって「性の売り買いは人間性の売り買い」といえる。「売春とは女性問題が最も濃縮した状況である」とは、

この根源的な人間性につながるからである²¹⁾。

また堀千鶴子は林と同様に婦人保護事業の対象者を「女性福祉」論の対象とする理論的視座から、婦人保護事業の対象者を「セクシャリティの危機に直面している女性」とする。これが「女性福祉」の対象者であり、“売春防止法50年の到達点”だと述べている²²⁾。

しかしここで言われているセクシャリティこそ、フェミニズムの視点から再考の余地がある。「セクシャリティとは優れて文化的なもの」(上野千鶴子)である。フェミニズムが提起した問題に「女性」という一般性、普遍性への疑問がある。したがって「セクシャリティの危機」もまた、女性においては一様ではないといえることができる。それだけでなく「女性であるという性」をセクシャリティという概念に置き換えたのだとしたら、フェミニズムによって検証された「近代のセクシャリティ」について振り返ってみる必要がある。

Judith Butlerは「女というカテゴリーを首尾一貫した安定した主体として構築することは、ジェンダー関係を無意識に規定し、物象化してしまうことにならないか。それにそのような物象化は、フェミニズムの目標とはまるで正反対のものではなからうか」と問いかける²³⁾。

「女性福祉」論もまた、フェミニズムが目標とする女性の人権侵害、性差別に着目し、女性への支援や女性の自立と解放をめざしていたはずだ。しかし女性を「妊娠し出産する性」「女性であるという性」として「生物学的に」「物象化」することによって、「女性福祉」論は、それ以外の女性カテゴリーをその視座から排除する結果になってしまったといえることができる。さらにそれを人間性あるいは根源性に重ねて、「女性であるという性」という「固有性」を強調すればするほど、女性が「分析上、政治上、分離されていく」(Butler)ことになる。「女性福祉」論は、このような理論的問題に無邪気でありすぎるのではないだろうか。これをButlerはさらに次のようにも警告する。

ただ「戦略的な」目的のために女というカテゴリーに訴えているにすぎないと言って、看過できるものではない。なぜなら戦略はつねに、それが意図している目的を超える意味を持つてしまうからだ。(中略)安定した主体を提示すべきだという表象／代表の政治的要請に応じることによって、フェミニズムは、ひどく誤った表象／代表する罪を、みずからに招くことになるのである。²⁴⁾

さらに「セクシャリティの危機」について考えてみよ

う。竹村和子はセクシャリティは19世紀初頭、性に関する権力の言説が動き出したころの言葉であり、日本語に翻訳するのが難しいという。そのうえでセクシャリティを「性実践や性欲望や性自認をふくむエロスの意味づけ」と説明する。そのうえでこの「エロスの意味づけが社会的なもの」だと念をおす²⁵⁾。明らかにこのような社会的に意味づけされたセクシャリティは、男性と女性に別々のセクシャリティを想定し割り当てている。「セクシャリティの危機」は、この割り当てられたセクシャリティについて危機といっていることになる。

「女性福祉」論がセクシャリティを、「人間の全存在から切り離すことができない重要な要素」²⁶⁾とするなら、なぜ「女性福祉」論以外の社会福祉研究の領域で「セクシャリティの危機」がテーマにならないのかという問いを立ててみる必要がある。このように明白な男と女の「非対称性」に気づくことが、「セクシャリティの近代」の意味を理解することである。竹村和子の次の記述は「女性福祉」論の依拠するセクシャリティについての鋭い批判となっている。

さらに近代のセクシャリティの言説で特記すべきことは、それがセクシャリティの規範化を生み出しただけでなく、セクシャリティを、個人の人格を構成するものの基幹に据えたことである。すなわち性の快楽や性行為は、状況的なもので、ある部分偶発的なものと捉えず、その様態は個人の人生において一貫した指向性を持ち、個人の人格にかかわる最重要事項だとみなされた。²⁷⁾

フェミニズム研究の視点から考えると「セクシャリティの危機」という「売春防止法50年の到達点」は、「近代の性の体制」そのものを作り上げてきた「セクシャリティ」を見直すことなく、「人間にとっての根源の要素」として一層“濃縮”し危機を言いつのっていないだろうか。それは理論的には後退とみることができる。

上野は「ジェンダーの間の圧倒的な権力と資源の不均衡配分」を背景として現実化する性の商品化において「歪んでいるのは男のセクシャリティ」だという²⁸⁾。「女性福祉」論にとって、「女」だけに担わせたセクシャリティの近代のゆがみを見抜けないままに、非対称的に与えられたセクシャリティを現在において「危機」ととらえることは、Butlerが指摘しているように本来の目標を見失うことになる可能性がある。

「売春問題は女性問題が最も濃縮した状況」であり、

「女性福祉」論の核であると繰り返すことは、エロスの意味づけを女性に一層濃く印づける結果になる。そしてそれは、構築主義的な言説を用いるなら、性の商品化という社会的システムを一層強化することにさえるのだ。

4. 研究の視角——『アクター』としての営為と考へ

近代の言説として、女性の人権侵害、性差別、女性解放などリベラル・フェミニズムの思想は、社会福祉学の女性研究の系譜の中にも通底している。社会福祉の領域においては、特にこのような運動の主体になりにくい“問題を抱えた女性”たちをアドボケートする立場からこのような言説は語られた。

しかし「近代的な人権思想に根拠をもつ『女性の権利』を擁護する」リベラル・フェミニズムはフェミニズムの理論ではないと上野千鶴子という。なぜならセクシャリティの議論でも見たように、すでに女性は近代において男性とは別の意味を賦与されて存在しているからである。また女性と福祉の現実を知る人であれば、さまざまなハンディキャップをもつ人びとを前にして、近代的な人権や自由、解放というリベラリズムが並べる言説の限界を理解できるだろう。

政治思想の岡野八代は「近代的な人権思想に根拠をもつ『女性の権利』を擁護する『思想』」であるリベラル・フェミニズムの限界を考察する。「自由主義的な女性解放」の運動や理論が果たした歴史的役割の重要性は否定しないが、「近代的な市民像が、そもそも女性を男性とは異なる存在として規定していた」ことを見落としてはならないと忠告する。そして「何を権利と考えたらよいのか」という問題を突き付けてくる「性の商品化」を引き合いに出して、女性の人権を啓蒙する近代のリベラル・フェミニズムの理論的行き詰まりを示す²⁹⁾。Butlerはまた、女性という普遍的な存在はないという。したがって「女性であるという性」を普遍化して理論的前提とすることは、社会が女性に付与したエロスの存在という特殊性を承認することだといえるだろう。

この議論に加えて野崎綾子は法哲学の視点から次のようにいう。

女性に本質的なアイデンティティは、生物学的にも、文化的にも、存在しない。女性といういわば負荷されたアイデンティティに、個人が解釈を加えることによって、これを新たなアイデンティティとして組み直し、それに導かれて、自己の善の特殊構想を形成して、個々の人生を生きるのである（解釈的自律性）。³⁰⁾

解釈が自律的であるとは女性が多義的、多様な存在であることを意味する。その結果『女性であること』から導かれる共通善のようなものは存在しない」となるとして、野崎は共通善を導いてそれを政治的公共性とする発想を戒める³¹⁾。そうだとすると、女性の人権、女性解放、さらには女性の自立というリベラリズムから単純に「女性福祉」論を導くことは一層難しい。

Lena Dominelliもこのようなフェミニズムの立場から、フェミニスト・ソーシャルワークを、女性の経験の個別性、個別的なニーズ、女性と社会とのつながりの構造的な相互性などを焦点とするソーシャルワークの一つの方法と定義する³²⁾。

法哲学の野崎綾子の“戒め”を守っているソーシャルワーカーの一人に、長く新宿区で婦人相談員を務めた兼松左知子がいる。

兼松は1957年から婦人相談員として、東京の新宿というフィールドで5000人以上の女性に「寄り添ってきた」。保護してきたとか、援助してきた、いわんや支援してきたとは言わない。そうではなく「私は『もしかしたら本当に彼女たちのことを考えているのではなく、自分のエゴイズムに基づいた願望を押しつけているのではないか』と強い疑念にとらわれることもしばしばあった」という³³⁾。婦人相談員として関わる女性との間の「共通善」などないのだという実感である。兼松は、自分へ向ける疑念と闘いながらも女性をこう解釈する。

彼女たちの、その心の扉を一つ一つ開いていって驚かされることは、それらの事柄が、この日本社会に、私たちが生きている同時代に体験されたということだ。彼女たちの口から、聞かされる事実は、「私ならとっくにダメになってしまっていたら」と思われることばかりである。その現実のひどさが、私にはがまんのないものとして共感され、彼女たちのなかにある敵意、攻撃心、嫌悪、不信、劣等感、孤立感、無為、無力、怠惰……が、みな彼女たちの苦痛や愛を奪われた“もがき”にほかならないと思えてきた。³⁴⁾

もはや今日の性の商品化が、売春防止法や婦人保護事業の枠組みのなかにはないことは社会的常識に近い。そのため法律や事業によって選別される対象を「女性福祉」論の対象とする理論的視点こそが、「婦人保護事業の弱体化」³⁵⁾を現実的にも導いてしまうことになる。女性は法の外にいるのである。その「弱体化」を、DV法に依拠したり「女性福祉法」構想で解決することはできない。このような「戦略」はどこまでも法律が定義し構

築する「女性」を追いかけることになり、Butlerがいうように「政治の要請に応じることによって」、女性からますます離れていくことになるからである。

岩田はこのような対象論に対して次のような研究視角を提起している。

いったい、社会福祉の「対象」として位置づけられている人びと自身の考えや営為はどのようなものか、自体を研究対象とし、また、なぜそうであるのかについて深い洞察を加えることが必要ではないだろうか。³⁶⁾

岩田が示唆する「『アクター』としての営為や考えに研究関心を転換していくこと」は、「女性福祉」論にとって理論的急務である。

定年後の今も、兼松は新宿で10代の少女たちに寄り添っている。そこには「売春問題」という社会問題の前提はない。婦人保護事業の通達に該当する女性という認識もない。会っているのは「外界の人間関係から少し離れた、関係性が希薄な状態にあって、学校や家庭から外に向かっていく、若い10代の少女」である。その傍らに立ち「その人の自由を、できるだけ許して、常に期待を失わず、少女が話しやすい位置で話を聴く。本音で話しかける。無駄かと思われる時間を共有する。とことんつきあい、ひたすら向き合う」³⁷⁾。このようにしてアクターとしての少女たちの営為や考えを理解していく。すなわち、

援助交際で、さまざまな大人とつきあっている少女たちは、良かれ悪しかれ、いろいろな大人からさまざまなことを学んでいる。見せられている。(中略)しかしそんな少女たちは、真の愛情とは何か、本物のセックスとはどういうものか、経験を重ねて深く傷つきながらも、切に求めている。³⁸⁾

おわりに

婦人保護事業50年の到達点は、「女性福祉」論の到達点でもある。しかしそれは「セクシャリティの危機」といった視点から婦人保護事業利用者を把握する」ことではない³⁹⁾。そうではなく女性が性的実践、性の自認、性的欲望の真の主体になることであり、その「危機」を他者に定義されることではない。兼松が見つめている女性たちのように、社会が押しつけてくるセクシャリティではなく、自分でつかみ取る自分のセクシャリティを求める「アクター」に注目することである。

「女性福祉」論の理論的脱構築は、このような対象論の研究視角なしには実現できないだけでなく、フェミニズム理論との徹底した討議抜きにも困難である。今回の「婦人保護施設」を手がかりとする研究は、「婦人保護事業の現実」を新たな政策や法律によって改革する以前に、「女性福祉」論の理論的限界こそが問い直される必要があるという知見から出発することになった。

注

- 1) 大都市を中心に婦人保護施設の現状を把握し、「女性福祉」論の核とされる婦人保護事業の、特に婦人保護施設に焦点をあて、現状把握と今後の方向性を実践的かつ理論的に考察することを研究の課題とした。ちなみに2003年度も同じ研究費の交付を受け『母子寮と母子生活支援施設のあいだ』(2007、明石書店)を出版。2010年8月に増補版も出した。
- 2) 井上輝子(2009)「〈女の視座〉をつくる」『フェミニズム理論』岩波書店、50頁
- 3) 内藤和美(1994)『女性学を学ぶ』三一書房、井上摩耶子(1989)「社会福祉とフェミニズム思想」『社会福祉実践の思想』ミネルヴァ書房
- 4) 林千代編(2009)『五味百合子女性福祉論集——学生とともに歩む』ドメス出版、247頁。年表によれば、五味は1913年に山梨県で生まれ、2009年4月2日に亡くなった。
- 5) 本論文の初出は1967年の日本社会事業大学編『戦後日本の社会事業』勁草書房である。『五味百合子女性福祉論集』にも掲載されている。本論集には「1章 売買春と婦人保護事業」として、これ以外に「売春対策と婦人保護の現状と課題」(1973)、「婦人矯風会と社会事業 一、二」(1983)、「売買春問題をどう捉えるか」(1987)、「売春問題と娼婦運動の歴史」(1987)、「社会福祉における婦人保護事業」(1994)、『婦人福祉』を新たに考える」(1995)の論文を載せている。
- 6) 前掲『五味百合子女性福祉論集』、110-112頁
- 7) 同書、116頁
- 8) 一番ヶ瀬康子(1989)『女性解放の構図と展開——自分史からの探究』ドメス出版、274頁
- 9) 同書、475頁
- 10) 杉本貴代栄(2004)「フェミニスト社会福祉学をめざして——ジェンダー視点を据えた社会科学として」杉本貴代栄編著『フェミニスト福祉と政策原論——社会福祉の新しい研究視角を求めて』ミネルヴァ書房、3-4頁。他に『社会福祉とフェミニズム』勁草書房(1993)、『女性化する福祉社会』勁草書房(1997)、「社会福祉とジェンダー——研究の方法・到達点と課題」(2001)『社会福祉研究』第81号、(財)鉄道弘済会など。
- 11) 岩田正美(2001)「社会福祉における対象論研究の到達水準と展望——対象論研究の視角」『社会福祉研究』第80号、(財)鉄道弘済会
- 12) 同書、27頁
- 13) 深津文雄(1969)『いと小さく貧しき者に——コロニーへの道』かにた出版部、深津春子(1998)『かにた物語』かにた後援会
- 14) 岩田(2001)、29頁
- 15) 同書、30頁
- 16) 林千代編著(2004)『女性福祉とは何か——その必要性と提言』ミネルヴァ書房、16頁

- 17) 林千代 (2008) 「総合的な女性支援策の必要性」 林千代編著 『「婦人保護事業」50年』ドメス出版、190頁
- 18) 1970年代における筆者の横浜市の福祉事務所勤務の経験である。
- 19) 婦人保護事業の対象拡大についての通達は、1969年、1985年、1992年、1999年、2002年、2007年の6回出されている。02年からはDV法、04年人身取引被害者まで広げている。
- 20) 五味百合子 (1982) 「婦人福祉」、(1995) 『「婦人福祉」を新たに考える』、前掲『五味百合子女性福祉論集』
- 21) 前掲林千代 (2008)、191-193頁
- 22) 堀千鶴子 (2008) 「婦人保護事業の対象把握をめざして」前掲『「婦人保護事業」50年』、168-169頁
- 23) Judith Butler (1999) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, 竹村和子訳 『ジェンダートラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』 青土社、25頁
- 24) 同書、24頁
- 25) 竹中和子 (2000) 『フェミニズム』 岩波書店、39頁
- 26) 堀千鶴子 (2008)、168頁
- 27) 竹村和子 (2000)、41頁
- 28) 上野千鶴子 (1995) 『日本のフェミニズム6 セクシュアリティ』 岩波書店、182頁
- 29) 岡野八代 (2009) 「リベラリズムの困難からフェミニズムへ(抄)」 『新編日本のフェミニズム2 フェミニズム理論』 岩波書店、291-293頁
- 30) 野崎綾子 (2009) 「正義論における家族の位置(抄)」 同書、311頁
- 31) 同書、312頁
- 32) Lena Dominelli (2002) *Feminist Social Work Theory and Practice*, Palgrave, p. 7.
- 33) 兼松左知子 (1995) 「愛から遠い世界で」 前掲『日本のフェミニズム6 セクシュアリティ』、186頁
- 34) 同書、187頁
- 35) 林千代 (2008) 「婦人保護事業の弱体化とその要因」 前掲『「婦人保護事業」50年』、170-172頁
- 36) 岩田 (2001)、33頁
- 37) 兼松左知子 (2009) 『街を浮遊する少女たちへ——新宿で〈待つ〉〈聴く〉を続けて50年』 岩波書店、27頁
- 38) 同書、31頁
- 39) 堀千鶴子 (2008)、168頁

Theoretical Perspectives on the “Welfare of Women” and Feminist Theory

—A Discussion on the Clients of Social Work Services—

SUDOU Yachiyo

This paper forms the theoretical ground-work to set out a new premise for a study of the “Protective Facility for Women.” Through tracing back the succession of previous studies on “Welfare of Women,” it critically examines the theories by Hayashi and others who have reduced the subjects of social welfare (i.e. women), by regarding “protection” as “welfare,” to those served by the Protection of Women Program which is based on the Law for Prevention of Prostitution. These previous studies have been theoretically grounded on biological perspectives of “Female Sexuality” or on its paraphrased notion of “Crisis of Sexuality.” Previous studies with such theoretical foundations, failed to recognize the social norms and asymmetry produced by modern discourses on sexuality, as well as the fixation of women as sexual beings.